日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



発 行

東京都

次

目

○都民の日に利用料金及び使用料を免除する都の施 設の指定……(生活文化局文化振興部企画調整課

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可………… …………(都市整備局市街地整備部再開発課)

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 …………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…

(下水)

○東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程… \equiv

------(東京都市町村職員共済組合)… 三

示

告

●東京都告示第八百六十三号

用料(定期入場券を除く。)を免除する都の施設を次のよ 四条の規定に基づき、令和七年都民の日に利用料金及び使 都民の日条例(昭和二十七年東京都条例第七十五号) 第

うに指定する。

令和七年八月二十七日

る。 という。) 別表第六 三の項に規定する入場料に限 利用料金 (昭和三十二年東京都規則第三十七号。以下「規則」)を免除する施設 (一から) までは、 東京都立公園条例施行規

> 組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項におい 条第一項の規定に基づき日本橋一丁目中地区市街地再開発

て準用する同法第十九条第一項の規定により、

次のように

則

浜離宮恩賜庭園

旧芝離宮恩賜庭園

 (\Box)

 (Ξ) 小石川後楽園

(四) **六義園**

(Fi.) 旧岩崎邸庭園

(六) 向島百花園

(七) 清澄庭園

 (\mathcal{N}) 旧古河庭園

(九) 殿ヶ谷戸庭園

(+)東京港野鳥公園

東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてもの園

 $(\underline{+})$

 (\pm) 東京都現代美術館 (常設展

 (\pm) 東京都庭園美術館 (庭園)

に規定する入場料に限る。)を免除する施設 使用料 (規則別表第五 二の部口の項から田の項まで

神代植物公園

 (\Box) 多摩動物公園

(四) (\equiv) 恩賜上野動物園

葛西臨海水族園

(H.) の頭自然文化園

(六) 夢の島熱帯植物館

●東京都告示第八百六十四号

都市再開発法

(昭和四十四年法律第三十八号) 第三十八

東京都知事 小 池 百 合 子

令和七年八月二十七日

告示する。

東京都知事

小

池

百

合子

組合の名称

日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

事業施行期間

平成三十年十二月十四日から令和九年三月三十一日ま

で

三 施行地区

中央区日本橋一丁目地内

几 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋本町一丁目四番三号

平成三十年十二月十四日

Ŧi. 事業計画の変更の認可の年月日

令和七年八月二十七日

●東京都告示第八百六十五号

告示する。 四項の規定により、 項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり より指定した区域の一部の指定を解除するので、 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第 令和六年東京都告示第二百三十七号に 同条第五

令和七年八月二十七日

 \triangleright

東京都知事

小

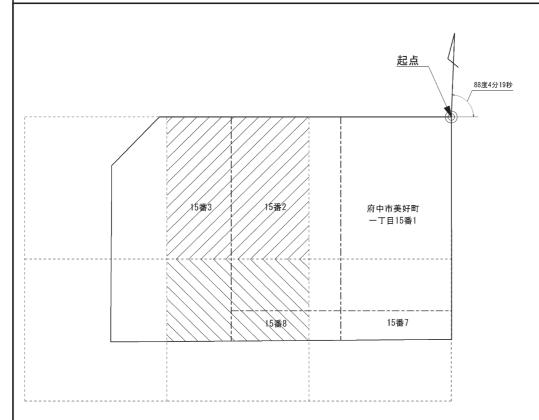
池

百合子

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十丁目地内) 指定を解除する区域 別図のとおり(府中市美好町一

二 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

別図



【凡例】

---: : 調査範囲 ---: : 筆境界

----: 単位区画

☑ :要措置区域

(令和6年東京都告示第237号により指定した区域)

□ :指定を解除する区域

【起点】

起点は、府中市美好町一丁目15番1の最北端とする。

【 格子の回転角度 】88度4分19秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び 南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、 起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

(6号)	規程(下水)	被扶養者数	(長世)	20 147 A	
÷183	●東京都下水道局管理規程第二十二号		(短期・保健)	44,795人	
(牙	東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次	(2) 標準報酬の	(長期)	12,335,638,000円	
	のように定める。	月額	(組合員1人当たり	当たり 423,221円)	
	令和七年八月二十七日		(短期・保健)	15,680,618,000円	
	東京都下水道局長 藤 橋 知 一		(組合員1人当たり	当たり 350,052円)	
	東京都下水道局契約事務規程の一部を改正す	(3) 標準期末手	(長期)	52,267,453,000円	
	る規程	当等の額	(短期・保健)	64,214,981,000円	
	東京都下水道局契約事務規程(昭和四十一年東京都下水	(4) 被扶養者数		22,741人	
	道局管理規程第三十三号)の一部を次のように改正する。		(組合員1人当た	人当たり 0.51人)	
羊収	第三十八条第一号中「二百五十万円未満の」を「四百万	3 組合に従事する職員の数	職員の数 54人		
Δ _′	円を超えない」に改め、同条第二号中「百六十万円未満	4 経理別の損益計	算書及び貸借対照	経理別の損益計算書及び貸借対照表の概況は、別表(1)	
印		及び別表(2)のとおりである。	らりである。		
示	程				
果	雑報				
	令和6年度決算の要旨について				
	東京都市町村職員共済組合定款(昭和37年公告第1号)				
ξ D /	第44条の規定に基づき、令和6年度決算要旨を次のとおり				
八唯	公告する。				
	令和7年8月27日				
721	東京都市町村職員共済組合				
平0)	理事長 橋 本 弘 山				
7和7	1 組合に属する地方公共団体の数は、26市、5町、8村、				
,Tı	一部事務組合等31団体の計70団体である。				
3	2 組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額及び				
		•			

<u>=</u>	別表(1) 経理別損益計算書														
	N A	総額	短期経理	厚生年金保険経理	退職等年金経理	経過的長期経理	退職等年金預託金 管理経理	経過的長期預託金 管理経理	業務経理	保離経増	宿 (いずたが)経理	宿 (会館)経理	貯金経埋	貸付経理	
\neg			田		H	H	H	田		国	H	Э	I		田
	診 蘭	84,679,625,963	31,898,733,688	43,755,509,592	2,925,340,956	187,949,107	0	24,453,486	544,312,930	1,212,104,941	246,381,177	1,619,634,994	2,213,882,050	18,988,775	775
	負担金	42,399,876,300	13,878,706,591	25,939,663,021	1,462,677,395	187,949,107	0	0	333,584,383	597,295,803	0	0	0		0
力	掛金(組合員保険料含む)	33,829,808,571	13,960,464,856	17,815,846,571	1,462,663,561	0	0	0	0	590,833,583	0	0	0		0
	施設収入·商品売上	1,703,569,605	0	0	0	0	0	0	0	0	225,147,509	1,478,422,096	0		0
	利息及び配当金	2,314,179,557	26,072,740	0_	0	0_	0	24,453,486	12,651,296	23,975,555	12,898,236	41,937,118	2,160,486,050	2,384,727	27
>	その他の収入	2,293,743,318	1,958,475,284	0	0	0	0	0	134,642,856	0	8,335,432	99,275,780	53,396,000	16,604,048	48
	他経理より繰入	63,434,395	0	0	0	0	0	0	63,434,395	0	0	0	0		0
	前年度繰越支払準備金	2,075,014,217	2,075,014,217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	微質	82,303,829,324	29,762,960,120	43,755,509,592	2,925,340,956	187,949,107	0	24,453,486	671,837,324	1,243,493,881	274,691,850	1,693,450,247	1,708,311,958	27,558,894	94
	給付	14,723,151,431	14,723,151,431	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	役員報酬·職員給与	406,722,984	0	0	0	0	0	0	271,340,346	47,242,129	11,284,819	5,416,064	44,764,855	12,994,039	9
	旅費·事務費	75,673,442	0	0	0	0	0	0	47,672,501	8,674,710	3,353,699	4,544,990	5,862,453	3,024,883	ω
×	商品仕入	5,194,722	0	0	0	0	0	0	0	0	5,194,722	0	0		0
	飲食材料費	203,529,870	0	0	0	0	0	0	0	0	40,542,282	162,987,588	0		0
	委託費	1,285,649,551	0	0	0	0	0	0	50,303,676	32,636,073	111,622,973	1,084,439,924	2,161,995	2,218,395	95
	支払利息	1,664,675,677	0	0	0	0	0	24,453,486	0	0	0	0	1,640,222,191		0
	連合会払込金	321,945,602	321,945,602	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	連合会拠出金	1,497,949,831	1,497,949,831	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	前期高齡者納付金	2,837,409,290	2,837,409,290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
Œ	後期高齢者支援金	5,416,985,408	5,416,985,408	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	介護納付金	2,707,765,784	2,707,765,784	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	その他の支出	48,925,949,827	26,526,869	43,755,509,592	2,925,340,956	187,949,107	0	0	302,520,801	1,154,940,969	102,693,355	436,061,681	15,300,464	9,321,577	577
	他経理~繰入	63,434,395	63,434,395	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	次年度繰越支払準備金	2,167,791,510	2,167,791,510	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	差引損益金	2,375,796,639	2,135,773,568	0	0	0	0	0	△ 127,524,394	△ 31,388,940	△ 28,310,673	△ 73.815.253	505,570,092	△ 8,570,119	19

自 令和6年4月1日 否 合和7年9月91日 5

_	(第18376号)	東	京	都	公	報	令和7年8月27日	(水曜日)	6
発行									
発 電話 〇三(五三二一)一一一 (代) 解 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番									
都都									
○ 新 三 宿									
三 劉 宣									
二宿~—									
一丁									
一八									
一 番									
号都									
郵便番号 163-8001									
定 価									
一本									
筒 号									
郵									
送 六 料									
を六三									
									-
(解送科を含む。)□ 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 解10回角 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優し本号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号001									
毛									
→ 都 美 ○ 文									
三京印									
三人名别									
_									
こ 丁 🎋 ┃									
三壬式									
一番 会									
七号社									
郵便番号									
$\overline{\mathcal{L}}$									
FSC									
FSC = 2.9.2.									